

研修受講に関する留意事項（研修担当課及び所属長用）

1 研修に専念させることについて

研修期間中は、受講予定者（受講生）が研修に専念できる環境を確保するため、緊急の場合を除き、職場等から電話連絡を受けることがないようにご配慮いただき、事前の調整を行ったうえで研修に参加するよう指導してください。

2 受講生に対する指導等について

- (1) 当研修所ホームページに掲載している「研修のしおり」及び「研修受講に関する留意事項（受講生用）」を確認し、必要な事前準備をしたうえで、所定の日時まで研修所に入所するよう指導してください。
- (2) 受講生が所属する団体の命令権者は、受講生に対し、本研修に係る旅行命令を発してください。
- (3) 所定の日時に入所できない場合は、研修所（次頁の連絡先）にご連絡ください。
- (4) 身体の障がい、重度の食物アレルギー等、研修所に配慮を要望する事項等がある場合には、「研修受講申告書」（連絡事項欄）に、その旨を記入することにより、必ず研修所に申告するよう受講者に指導してください。

3 研修受講の辞退等について

疾病等やむを得ない事由により、研修の受講が困難となった場合には、直ちにその旨を研修所に連絡し、必要な協議を行ってください。

4 集団感染の予防について

本研修は、宿泊型で実施するものです。研修前から、健康管理には十分に留意して行動するよう受講生に指導してください。

なお、入所時に体調不良等がある場合は、感染症の感染を防止するため、受講を制限することがあります。

5 当研修所のルールについて

当研修所では、研修は公務であるという考えのもと、受講生が公務員としての自覚を持って研修に専念し、節度ある研修生活を送るために、以下のとおりルールを定めています。

当研修所のルールに反する行為を行った場合は、退所等を命ずる場合がありますので、このことについて受講者に周知徹底を図っていただくようお願い致します。

- (1) 研修所内に生鮮食品及び酒類を持ち込むこと（宅配便等を含む）は禁止する。
- (2) 研修所内での飲酒は、所定の日時と場所に限り認める（各種感染症の諸情勢等により取扱いを変更する場合がある）。
- (3) 研修所内での喫煙は、所定の場所を除き、禁止する。
- (4) 他の受講生に迷惑を及ぼす行為その他公務員としてふさわしくない行為は禁止する。

【連絡先】

<カリキュラム、講師についての問い合わせ及び**事前アンケート**提出先>

地方公共団体金融機構

担当主査：三角 優 E-mail misumi-y@jfm.go.jp

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 1 階

電話 03-3539-2677 / FAX 03-3539-2618 (地方支援部ファイナンス支援課)

※事前アンケートは、finance@jfm.go.jp に提出。

<研修場所・**研修受講申告書**提出先>

市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー)

担当教授：南雲 直樹 (総務局) E-mail n-nagumo@jamp.gr.jp

担当主査：横手 綾子 (研修部) E-mail a-yokote@jamp.gr.jp

〒261-0025 千葉県美浜区浜田 1 丁目 1 番地

電話 043-276-3737 (総務局) / 電話 043-276-3126 (研修部)

※研修受講申告書は、a-yokote@jamp.gr.jp 提出。